

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

立川市印鑑条例（昭和53年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（登録資格） 第2条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者は、15歳未満の者及び意思能力を有しない者を除き、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。	（登録資格） 第2条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者は、15歳未満の者及び成年被後見人を除き、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。